

## 所沢市イメージマスコット「トコロん」使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、所沢市イメージマスコット「トコロん」（以下「マスコット」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び図柄)

第2条 マスコットの名称及び基本とする図柄は、別表のとおりとする。

(使用できる者)

第3条 何人もマスコットを使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は除く。

- (1) 所沢市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 自己の商標又は意匠とする等、独占的に使用し、又は使用するおそれのあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (5) その他市長がマスコットの使用について著しく不適當であると認めるとき。

(使用承認申請)

第4条 マスコットを使用できる者であって、営利を目的としてマスコットを使用しようとするものは、あらかじめマスコット使用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認は、マスコット使用（変更）承認通知書（様式第2号）をもって行う。
- 3 マスコットの使用期間は、承認を受けた日から2年以内とする。

(許諾料)

第5条 マスコットの使用許諾料は、無料とする。ただし、営利を目的としてマスコットを使用する場合であって、市長が必要と認めるときは、使用許諾料を徴収する。

(使用上の遵守事項)

第6条 マスコットを使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、市長が認めたときは、この限りでない。

- (1) 所沢市イメージマスコット「トコロん」デザインマニュアルに定めるデザインを使用し、デザインの改変等の応用使用はしないこと。
- (2) マスコットの使用に当たっては、別記のとおり記すこと。
- (3) 事前に見本を市に提出すること。ただし、見本の提出が困難であると認められるものについては、見本を写した写真を提出すること。
- (4) 第三者の著作権、商標権その他の知的財産権を侵害しないように使用すること。
- (5) 第三者から市に対して権利侵害の申出があったときは、マスコットを使用する者がこれに対応し、マスコットを使用する者の責任及び負担により解決すること。

2 第4条第1項の規定によりマスコットの使用承認を受けた者は、前項の事項に加え、次に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 承認された用途のみに使用すること。

(2) 年度ごとに所沢市イメージマスコット「トコロん」使用商品等販売状況報告書（様式第3号）を提出すること。

（承認内容の変更）

第7条 マスコットの使用承認を受けた者は、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、マスコット使用変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、マスコット使用（変更）承認通知書をもって行う。

（権利義務の譲渡等）

第8条 マスコットの使用承認を受けた者は、この承認によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

（違反等に対する取扱い）

第9条 市長は、マスコットを使用している者（使用承認を受けた者を除く。）が第6条第1項に定める事項を遵守しなかったときは、その使用の差止めの請求又は必要な指示等を行う。この場合において、請求又は指示等を受けた者は、直ちにその請求又は指示等に従わなければならない。

2 市長は、マスコットの使用承認を受けた者が第6条第1項及び第2項に定める事項を遵守しなかったときその他この要綱に違反したときは、その承認を取消す。

3 前項に規定する取消しによって、使用承認を受けていた者に損害が生じることがあっても、市長はその責めを負わない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、マスコットの取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

別表（第2条関係）

名称	トコロん
基本とする図柄	
別記（第6条関係）	



所沢市イメージマスコット「トコロん」



©所沢市